

議案第 9 号

調布市ふじみ交流プラザ条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 8 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

ふじみ交流プラザを設置するため、提案するものであります。

調布市ふじみ交流プラザ条例

(設置)

第1条 地域交流の促進に寄与するとともに、地域における高齢者の社会参加、生きがいづくり及び健康づくりの場を確保するため、調布市ふじみ交流プラザ（以下「ふじみ交流プラザ」という。）を調布市深大寺東町7丁目47番地1に設置する。

(事業)

第2条 ふじみ交流プラザは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 集会室，多目的室及び談話室の使用に関すること。
- (2) 地域活動に関する情報の提供に関すること。
- (3) 高齢者の健康増進及び交流の場の提供に関すること。
- (4) 高齢福祉に関する講座等の開催に関すること。

(休業日)

第3条 ふじみ交流プラザの休業日は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる事業 次に掲げる日
 - ア 毎月第4月曜日
 - イ 1月1日から同月3日まで
 - ウ 12月29日から同月31日まで
- (2) 前条第3号及び第4号に掲げる事業 次に掲げる日
 - ア 毎月第4月曜日
 - イ 日曜日
 - ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

エ 1月2日及び同月3日

オ 12月29日から同月31日まで

2 前項第2号に掲げるもののほか、前条第3号に掲げる事業（浴場に係るものに限る。）の休業日は、規則で定める。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項に規定する休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

（使用等の時間）

第4条 ふじみ交流プラザを使用し、又は利用することができる時間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 第2条第1号に掲げる事業（集会室の使用に限る。） 午前9時から午後9時30分まで

(2) 第2条第1号に掲げる事業（集会室の使用を除く。） 次に掲げる使用の日の区分に応じ、それぞれに定める時間

ア 日曜日及び休日 午前9時から午後9時30分まで

イ アに掲げる日以外の日 午後6時から午後9時30分まで

(3) 第2条第2号に掲げる事業 午前9時から午後10時まで

(4) 第2条第3号及び第4号に掲げる事業 午前9時から午後5時まで

（浴場に係るものにあつては、規則で定める時間）

（使用等の資格）

第5条 第2条第1号に掲げる事業により集会室及び多目的室を使用することができるものは、市に登録した団体とする。

2 第2条第3号及び第4号に掲げる事業を利用することができるものは、市内に住所を有する60歳以上の者又は当該者で構成する団体であつて、市に登録したものとする。

（使用等の手続）

第6条 第2条第1号に掲げる事業により集会室若しくは多目的室を使用し、又は第2条第3号若しくは第4号に掲げる事業を利用しようとするものは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また同様とする。

2 市長は、ふじみ交流プラザの管理上必要があると認めるときは、前項の承認に際し、条件を付することができる。

(使用等の制限)

第7条 市長は、ふじみ交流プラザを使用し、又は利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用又は利用（以下「使用等」という。）を承認しない。

(1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は附帯設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 営利を目的とするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用等を不相当と認めるとき。

2 同一の集会室は、独占的に、引き続き3日を超えて使用することができない。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項に規定するもののほか、第2条第3号に掲げる事業（浴場に係るものに限る。）の利用の制限については、市長が別に定める。

(使用料)

第8条 集会室及び多目的室の使用料（第2条第1号に掲げる事業に係る使用料に限る。）は、別表に定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、ふじみ交流プラザの使用料は、無料とする。

3 第1項の使用料は、使用の承認を受けたときに納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権等の譲渡等の禁止)

第11条 ふじみ交流プラザの使用等の承認を受けたもの（以下「使用者等」という。）は、使用等の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第12条 使用者等は、ふじみ交流プラザに特別の施設をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用等の取消し等)

第13条 市長は、使用者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用等の承認を取り消し、又は使用等を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用等の目的に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは承認の条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故によりふじみ交流プラザの使用等ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第14条 使用者等は、ふじみ交流プラザの使用等を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用等を停止され、又は使用等の承認を取り消されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者等は、使用等に際し、施設等に損害を生ぜしめた場合は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第8条関係）

区分 名称	市内等団体					市内等団体以外の団体				
	午前	午後1	午後2	夜間	全日	午前	午後1	午後2	夜間	全日
	9時～ 12時	1時～ 3時	3時30 分～5 時30分	6時～ 9時30 分	午前9 時～午 後9時 30分	9時～ 12時	1時～ 3時	3時30 分～5 時30分	6時～ 9時30 分	午前9 時～午 後9時 30分
第1集 会室 （調理 スペース を含む。）	円 900	円 600	円 600	円 1,000	円 2,400	円 1,200	円 800	円 800	円 1,400	円 3,300
第1集 会室 （調理 スペース を除く。）	600	400	400	700	1,600	900	600	600	1,000	2,400
第2集 会室	600	400	400	700	1,600	900	600	600	1,000	2,400
第3集 会室	1,200	800	800	1,400	3,300	1,500	1,000	1,000	1,700	4,100
多目的 室	1,500	1,000	1,000	1,700	4,100	1,800	1,200	1,200	2,100	5,000

備考 この表において、「市内等団体」とは、調布市民等（調布市内に住所を有し、若しくは勤務する者又は調布市内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者をいう。）及び三鷹市民（三鷹市内に住所を有する者をいう。）が構成員の半数以上を占める団体をいう。